

## 資料

---

- 船坂の農業・農地を考える会 規約
- 平成13年12月実施の意向調査結果
- ふなさか未来通信

## 船坂の農業・農地を考える会 規約

## (設置及び目的)

- 第1条 船坂地域の将来の農業・農地のあり方について協議検討し、集落ビジョンをとりまとめるとともに、その実践を通して、地域資源の活用と豊かな自然環境を活かした活力ある豊かな船坂集落づくりに資することを目的とする。

## (構成員)

- 第2条 本会は、集落の住民及び農地所有者等をもって構成する。

## (事業)

- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 集落ビジョンの作成に関する事。
  - (2) 集落の農地利用に関する事。
  - (3) その他目的達成に必要な事。

## (運営委員会)

- 第4条 本会に、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、本会の基本的事項を決定する。
  - 3 運営委員会は、会長が必要の都度招集し、会長が運営にあたる。

## (運営委員)

- 第5条 運営委員は、次に挙げる集落内の機関、団体等の中から適任者おおむね10名を選出する。
- (1) 自治会の役員
  - (2) JA兵庫六甲西宮営農研究会船坂支部・農会の代表
  - (3) 女性会等の代表者
  - (4) その他目的達成に必要な者

## (運営委員の職務)

- 第6条 運営委員は、本会の運営に関わるとともに事業推進のための企画、連絡調整を行うこととする。

## (役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 1名 会計 1名
- 2 会長、副会長、会計は、運営委員会で互選する。

## (役員の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
  - 3 会計は本会の会計を処理する。

## (役員及び運営委員の任期)

- 第9条 役員及び運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- ただし、任期途中で就任するときは、前任者の在任期間とする。

## (総会)

- 第10条 総会は、本構成員全員を持って構成し、本会の重要事項を協議決定する。

## (部会)

- 第11条 本会の個別事項について検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。
- 2 部会に関する事は、運営委員会で協議決定する。

## (雑則)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮って会長が定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成15年4月27日から施行する。